

全国健康関係主管課長会議資料

平成28年2月3日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
が ん ・ 疾 病 対 策 課

目 次

1. がん対策について

(1) がん対策加速化プランについて	1
(2) がん対策関係予算案について	1
(3) がん検診の受診率向上について	1
(4) がん検診のあり方に関する検討会中間報告書について	3
(5) がん登録の推進について	4
(6) がん診療連携拠点病院について	4
(7) 地域統括相談支援センター	5
(8) 緩和ケアの推進について	6
(9) 学校におけるがん教育について	7

2. 肝炎対策について

(1) 肝炎医療費助成について	7
(2) 定期検査費用助成の拡充について	8
(3) 肝疾患診療体制の強化について	8
(4) 肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）について	10
(5) 平成28年度肝炎対策予算案について	10
(6) 肝炎対策基本指針について	11
(7) B型肝炎給付金制度の周知・広報について	11

3. リウマチ・アレルギー対策について

(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について	12
(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について	13
(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について	13

4. 腎疾患対策について

(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について	13
(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について	14

1. がん対策について

(1) がん対策加速化プランについて

昨年6月に行われたがんサミットにおいて、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対して、「がん対策加速化プラン」を年内目途に策定し、関係者と政府が一丸となって取組の一層の強化を図るよう指示があった。これを受けて、関係者や関係府省庁とともに検討し、昨年12月22日に「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」を柱とする「がん対策加速化プラン」を取りまとめたところである。

今後、「がん対策加速化プラン」に基づき、がん検診の受診率の向上、がんのゲノム医療の推進、就労支援の充実等を図っていくこととしているので、ご協力方よりしく願います。

(2) がん対策関係予算案について

平成28年度のがん対策関係予算案においては、「がん対策加速化プラン」を踏まえ、

① 「予防」については、

- ・子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券の配布
- ・精密検査未受診者に対する受診再勧奨
- ・かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨の強化

② 「治療・研究」については、

- ・全ゲノム情報の集積拠点の整備
- ・がん診療連携拠点病院における遺伝カウンセラー等の配置
- ・小児・AYA世代のがんの相談支援体制の充実
- ・希少がんの情報提供や病理診断体制の確保
- ・難治性がん、小児がん等の研究開発

③ 「がんとの共生」については、

- ・がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援事業の全国展開
- ・地域で関係機関の連携・調整を行う職員の育成
- ・地域の看護師に対する緩和ケア研修の実施

などに要する経費として、356億円を計上している。

各都道府県におかれては、がん対策の実施に必要な財源の確保について、特段のご配慮をお願いする。

(3) がん検診の受診率向上について

がん検診の受診率向上については、平成28年度予算案に「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として15億円を計上し、平成27年度に引き続き、

- ・子宮頸がんや乳がん検診について、一定年齢の者（子宮頸がん：20、25、30、

35、40歳の女性、乳がん：40、45、50、55、60歳の女性）に対して、クーポン券や検診手帳の配布、検診費用の自己負担部分の助成（過去5年度に一度も検診を受診していない者が対象）を実施する。

- ・精密検査未受診者（5大がんすべて）に対して、個別に文書送付や電話等による受診再勧奨を実施する。

といった取組を継続するとともに、個別の受診勧奨・再勧奨を強化するため、

- ・一定年齢の者（大腸がん・胃がん・肺がん：40、45、50、55、60歳の者、子宮頸がん：20、25、30、35、40歳の女性、乳がん：40、45、50、55、60歳の女性）に対して、受診日の日程調整を含めた個別の受診勧奨を実施する。
- ・特定健診の機会等を活用して、かかりつけ医から個別の受診勧奨を実施する。

といった取組を新たに進めていくこととしている。

これに先立ち、平成27年度補正予算案においては5億円を計上し、効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげるため、一定年齢の者（大腸がん・胃がん・肺がん：40、45、50、55、60歳の者、子宮頸がん：20、25、30、35、40歳の女性、乳がん：40、45、50、55、60歳の女性）に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握することとしている。

平成27年度補正予算・平成28年度当初予算を一体的に活用して、がん検診受診率の向上に向けた取組をさらに進めていきたいと考えているので、管内市区町村へ周知いただき、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

なお、大腸がん検診のクーポン配布については、受診対象者へのクーポン券の配布が一巡し、当初の事業目的を達成すること等から、平成27年度限りとする。

また、「がん対策加速化プラン」に基づき、今後、各市区町村のがん検診受診率、がんの死亡率や受診率向上に向けた取組等を比較可能な形で公表していくとともに、特定健診とがん検診の同時実施の推進を重ねてお願いする予定である。

平成28年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の交付要綱（案）

【補助先】市区町村

【補助率】1／2

【基準額】（1）検診費

厚生労働大臣が必要と認める単価（※） × 検診件数

※子宮頸がん検診：1,390円、乳がん検診：1,290円

（2）事務費

①厚生労働大臣が必要と認める単価（※） × 対象者数

②かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨については厚生労働大臣が必要と認めた額

※クーポン券の作成・送付：146円

検診手帳の作成・送付（初年度対象者のみ）：99円
個別受診勧奨・再勧奨：126円
要精検未受診者への再勧奨：126円

【対象経費】（1）検診費

子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分

（2）事務費

賃金、需用費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、
役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料、
賃借料及び報償費（ただし、報償費はかかりつけ医を通じた
個別の受診勧奨に限る。）

（4）がん検診のあり方に関する検討会中間報告書について

がん検診の内容については、昨年9月に取りまとめられた「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」において、

乳がん検診については、

- ・マンモグラフィによる検診を原則とし、視触診については推奨しない。

胃がん検診については、

- ・胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査とする。
- ・対象年齢は50歳以上。ただし、当分の間、40歳代の者に対して胃部エックス線検査を実施しても差し支えない。
- ・検診間隔は2年に1度。ただし、当分の間、胃部エックス線検査に関しては逐年実施としても差し支えない。

とされたところであり、これを踏まえて、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を改正する予定である。

指針の改正等については、平成27年12月28日付け事務連絡において、平成28年度からの改正後の指針に基づくがん検診の実施に向けた準備の参考となる情報をお示ししているのので、管内市区町村及び関係団体に対して周知するとともに、適切に対応いただくようお願いする。

また、対策型検診として胃内視鏡検査を実施する場合には、偶発症対策を含めた検診体制の整備が必要であることから、平成28年度予算案において、胃内視鏡検査に係る医師に対する研修を実施することとしている。一方で、これまで実施してきたマンモグラフィ撮影技師養成研修及びマンモグラフィ読影医師養成研修については、マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制の基盤が整備されてきたと考えられることから、平成27年度限りとするのでご留意願いたい。

なお、がん検診については、胃内視鏡検査の実施も含め、検診に係る費用につい

て地方交付税措置を講じているため、当該財源を積極的に活用すること等により、受診率向上施策を含めたがん検診事業のさらなる推進に取り組むよう、管内市区町村に対して指導していただきたい。

がん検診従事者研修事業（胃内視鏡検査研修）の交付要綱（案）

【補助先】都道府県、公益法人、特定非営利活動法人

【補助率】1／2

【基準額】厚生労働大臣が必要と認めた額

【対象経費】賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料

（５）がん登録の推進について

全国がん登録については、本年1月1日から「がん登録等の推進に関する法律」が施行されたところであり、各都道府県におかれては、医療機関からの届出に係る準備など大変ご尽力をいただき、感謝を申し上げます。今後も引き続き、がん罹患情報の突合、整理、提出など法律の円滑な実施にご協力をお願いする。また、国及び都道府県において、法律を遵守し、安全に登録業務を遂行するために必要な対策をまとめた「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」を今年度中にお示しする予定なので、参考にしていただきたい。

厚生労働省では、情報漏えいの防止や都道府県・医療機関の事務負担軽減のため、平成28年度予算案において、医療機関と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステムを構築するための経費を計上している。このがん登録オンラインシステムは、平成29年度から利用を開始する予定である。医療機関は、がん罹患情報を随時都道府県に届け出ることができるが、がん登録オンラインシステムを活用して届出することにより、情報を安全に移送できるとともに、情報の精度向上及び事務の効率化につながると考えられるため、がん登録オンラインシステムの利用開始までは、可能な限り、情報の届出を見合わせるよう運用上のご配慮をお願いする。詳細については別途連絡するのでご承知おきいただきたい。

（６）がん診療連携拠点病院について

昨今、がん診療連携拠点病院において重大な事案が相次いで発生しており、昨年は3つのがん診療連携拠点病院について指定更新を行わなかった。医療安全に関するガバナンスが十分に確立されておらず、がん診療連携拠点病院として質の高い医療が提供できていないことが問題となっている。今後、特定機能病院に対する集中

検査の結果や承認要件の見直し等も参考にしつつ、がん診療連携拠点病院等において備えるべき医療安全に関する要件の見直しを行うこととしているので、ご留意願いたい。

また、がん患者や家族が必要とする情報のうち医療機関に関する情報を提供するため、がん診療連携拠点病院の診療実績や医療従事者の配置等、患者や家族が必要とする情報を簡単に検索でき、医療機関同士の比較も可能なシステムを構築し、広報・周知する予定である。

現在、多くのがん診療連携拠点病院で臨床研究が実施されているが、遺伝カウンセラーや臨床研究コーディネーター（CRC）が十分に配置されておらず、病院の医師にとって過剰な負担となっており、ゲノム医療や集学的治療の臨床研究の推進に支障をきたしている。そこで、平成28年度予算案に「がんのゲノム医療・集学的治療推進事業」として1.2億円を計上し、臨床研究をより効率的・効果的に実施するための体制を強化することで、迅速なゲノム医療や集学的治療の確立を実現したいと考えている。本事業では、予算額が限られていることから、ゲノム医療や臨床研究に積極的に取り組んでいるものの、遺伝カウンセラーや臨床研究コーディネーターが十分に配置されていないがん診療連携拠点病院を対象に、新たに当該職員を配置するために必要な費用を補助することとしている。

がんのゲノム医療・集学的治療推進事業の交付要綱（案）

【補助先】がん診療連携拠点病院

※具体的な要件は検討中

※概ね16施設程度を想定

【補助率】定額

【基準額】1人当たり3,895千円（1施設あたり2人まで）

【対象経費】報酬、給料、職員手当（通勤手当）、共済費（保険料）

（7）地域統括相談支援センターについて

がんに関する相談を受け付ける機関としては、がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターがある。しかし、がん患者・家族の悩みは、医療に関するだけでなく、就労、生活支援、介護など多岐にわたるため、これらのがんに関する様々な相談にワンストップで対応するため、平成23年度から都道府県健康対策推進事業の一環として「地域統括相談支援センター」の設置が進められている。

地域統括相談支援センターは、ピアサポーターの活用のほか、社会保険労務士やハローワークとの連携等を通じて、主に、がん患者の仕事と治療の両立支援や就職

支援に関する相談に対応することが期待されるが、現在、全国10か所にしか設置されていない。がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築するため、未設置の都道府県におかれては、地域統括相談支援センターの設置を積極的に検討していただきたい。

なお、地域統括相談支援センターで相談を受ける相談員（ピアサポーター）を養成するために必要なプログラムについては、日本対がん協会のホームページで公開されているので、活用していただきたい（<http://www.gskprog.jp/news/929/>）。また、日本対がん協会においては、現在、厚生労働省の委託事業により、地域統括相談支援センターの実態把握等を行い、報告書をまとめているところであり、報告書が完成次第、各都道府県に送付する予定である。

（8）緩和ケアの推進について

緩和ケアについては、がん対策推進基本計画において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」とされている。また、「がん治療認定医」の申請資格において、平成28年度から緩和ケア研修会修了が必須化されることや、診療報酬のがん性疼痛緩和指導管理料において緩和ケア研修会の修了者に限り算定可能とすることが議論されていることから、今後、緩和ケア研修会の受講者が増えることが予想される。平成29年6月までにがん診療に携わる医師が緩和ケア研修を修了するよう、各都道府県におかれても、緩和ケア研修会の積極的・計画的な開催、単位型研修会の実施、ホームページでの情報提供等、より一層の推進をお願いする。

緩和ケア研修会は、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「開催指針」という。）に基づき実施されている。平成27年2月10日付けで開催指針を一部改正した際、平成28年3月31日までに旧開催指針に基づき開催された緩和ケア研修会については、旧開催指針と新開催指針による単位の読み替え表を用いて、新開催指針に基づき研修修了したものとすることができるという経過措置を設けているが、平成28年4月1日以降は新開催指針に完全に移行することとなるのでご留意願いたい。また、平成27年8月14日付けでも開催指針を一部改正しており、研修会報告書に「修了者の所属科」及び「合同検討会議等の開催状況及び内容」を記載することについては、平成28年4月1日から施行することとしているので、併せてご留意願いたい。

「がん対策加速化プラン」に基づき、緩和ケアチームの質の向上のため、緩和ケアチームの年間新規診療症例数が多い等の診療機能の高いチームが、他病院の緩和ケアチームの医療従事者を受け入れて、実地研修を提供する予定である。研修提供施設等の詳細については、別途連絡するのでご承知おきいただきたい。

(9) 学校におけるがん教育について

がん対策推進基本計画に基づき、文部科学省を中心に、子どもに対して、がんに関する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育するための取組を進めている。

文部科学省では、平成26年度から「がんの教育総合支援事業」を行っており、平成27年度は21地域86校において実施されている。平成28年度においては、平成29年度からの全国展開を目指し、国が児童生徒の発達の段階に応じて作成した教材やがん専門医等の外部講師の活用、教育委員会及び衛生主管部局の連携等を内容とするパイロット事業を都道府県において行う予定となっているため、教育委員会からの要請に応じ、適宜、ご協力願いたい。

2. 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、肝炎対策基本法に基づく肝炎対策基本指針を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、医療費助成や肝炎患者の重症化予防対策、B型肝炎の創薬研究を含めた肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後も、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

(1) 肝炎医療費助成について

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患であるが、この抗ウイルス治療については月額の高額となること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、平成20年度から、抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、

ひいては国民の健康の保持、増進を図っている。

当該医療費助成制度については、助成対象期間の延長等（平成21年度）、自己負担限度額の引下げ・核酸アナログ製剤治療の対象医療への追加（平成22年度）、3剤併用療法の対象医療への追加（平成23年度、平成25年度）、インターフェロンプリー治療の対象医療への追加（平成26年度）など、利用しやすい制度の運用に努め、平成26年度の治療受給者証の交付件数は、約10万人（更新を含む）となっている。平成27年度においては新たに保険適用されたインターフェロンプリー治療薬を助成対象医療に追加したところであるが、今後も肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、都道府県におかれては、引き続き、適切な制度運用への御協力をお願いする。

（2）定期検査費用助成の拡充について

治療技術の進歩により、肝炎ウイルスは適切な時期に診断がされれば、大部分の症例においてウイルス排除及び病態の制御が可能になっているなか、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備するとともに、肝炎ウイルス陽性者が医療機関において適切に受診できるよう、効果的に受診の勧奨を行い、治療に結びつけていくことが重要である。

特に、肝炎ウイルス検査で陽性と判定されながらも医療機関未受診の者が多く存在するとする研究報告もあることから、平成26年4月より、肝炎ウイルス陽性者に対して、相談やフォローアップによる介入を通じて医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用及び定期検査費用の助成を都道府県を通じて実施している。

このうち、定期検査費用の助成については、病気の進行の早期発見と早期の治療介入促進の観点から重要であることから、平成28年度予算案で、所得制限を緩和し、世帯の市町村民税課税年額が235千円未満の者まで拡大を図り、定期的なスクリーニングの更なる促進をすることとしている。

都道府県におかれては、実施に必要な財源を確保されるとともに、事業の積極的な実施について御協力をお願いする。

（3）肝疾患診療体制の強化について

肝疾患に係る地域の医療水準の向上を図る観点から、肝疾患診療連携拠点病院については、「肝疾患診療体制の整備について」（健発第0419001号平成19年4月19日厚生労働省健康局長通知）に基づき、情報収集・提供、研修会・講演会の開催、相談支援、専門医療機関等との協議の場の設定、肝がんの集学的治療実施などの要件を満たす医療機関としており、都道府県に原則1カ所の肝疾患診療連携拠点病院を都道府県が選定し、現在、70の医療機関が肝疾患診療連携拠点病院として選定されている。

肝疾患医療の均てん化の推進を目的として、全国に疾患診療連携拠点病院が整備

され、肝炎対策の推進において一定の効果を上げてきたところであるが、平成27年6月に実施された厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスにおいて、①肝疾患診療連携拠点病院の役割に応じた KPI の再設定、②肝疾患診療連携拠点病院全体の水準の引上げや国立国際医療研究センター肝炎情報センターの機能強化を通じた拠点病院間の格差の是正、③地域差の要因分析を踏まえて陽性キャリアの受診に結びつけるための具体策の検討について、指摘されたところである。

これを踏まえ、平成28年度予算案では、従来の事業を見直し、肝疾患診療地域連携体制の強化を図る観点から、肝疾患診療連携拠点病院を中心に、都道府県や関係機関が協力して地域連携体制を強化するとともに、肝疾患診療連携拠点病院等肝疾患の診療レベルや相談支援の質の向上を図り、地域の肝疾患医療提供体制全体の水準を引き上げるため、肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化を図ることとしている。

(肝疾患診療地域連携体制の強化)

地域における肝炎対策の推進を図るため、平成28年度予算案では、従来の事業を見直し、肝疾患診療連携拠点病院を中心に、都道府県や関係機関が協力して地域連携体制を強化し、地域における肝疾患診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高い肝炎医療の提供体制を確立することとしている。

また、平成28年度から、肝疾患診療連携拠点病院が地域の中核的医療機関として、専門的な医療の提供、患者や家族に対する相談支援、地方公共団体に対する技術的支援、地域連携を促進する役割を担えるよう、都道府県が肝疾患診療連携拠点病院と連携して実施計画を策定することとしているので、都道府県におかれては、格段のご理解の上、計画的な策定についてご協力をお願いします。

なお、実施要綱等の関係通知については、改正する予定であることから、あらかじめご承知おき下さい。

(肝炎情報センターの戦略的強化)

国内外で肝疾患に係る基礎・臨床研究が急速に進展している中で、肝疾患診療連携拠点病院等肝疾患の診療レベルや相談支援の質の向上を図り、地域の肝疾患医療提供体制全体の水準を引き上げるため、平成28年度予算案では、新たに、肝炎情報センター向けの委託費を新設し、肝疾患診療連携拠点病院の支援機能の戦略的強化を図ることとしている。

なお、実施要綱等の関係通知については、追ってお示しする予定であることから、あらかじめご承知おきいただくとともに、肝疾患診療連携拠点病院において手続きの遺漏のないよう、特段のご協力をお願いします。

(4) 肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

厚生労働省では、平成24年度から、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組んでいるところである。

また、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持てるよう、平成25年度より「肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」として広報活動を実施しているが、広く、国民の皆様が肝炎を身近に感じていただけるよう、平成27年度から、肝炎対策特別大使、スペシャルサポーターの方が首長を訪問する活動を進めているので、引き続き、ご協力をお願いする。



肝炎ウイルス検査陽性者受診勧奨ポスター

あわせて、「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなどについても、より一層積極的な取組をお願いする。

※肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）による首長訪問に関するページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hepatitis_hukyu.html

(5) 平成28年度肝炎対策予算案について

平成28年度の肝炎対策予算については、肝炎対策基本法及び肝炎対策基本指針を踏まえ、総合的かつ計画的に肝炎対策を推進するために必要な予算として、平成27年度補正予算案と合わせ約222億円を計上している。

具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備（肝炎医療費助成）（139億円（うち、36億円は平成27年度補正予算案））
- ・肝炎ウイルス検査の促進（38億円）
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、（6億円）
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、（2億円）
- ・研究の推進、（37億円）

を5本柱として、引き続き、肝炎総合対策に取り組んでいくこととしているが、都道府県におかれては、新規・拡充事業を含めた肝炎対策の実施に必要な財源の確保

について、特段のご配慮をお願いする。

(6) 肝炎対策基本指針について

肝炎対策基本指針については、肝炎対策基本法第9条第5項において、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と規定されていることから、肝炎対策基本法に基づき設置されている肝炎対策推進協議会において、見直しに向けた議論を進めているところである。

引き続き、肝炎対策について、総合的かつ計画的に取り組んでいることとしており、肝炎対策基本指針及び都道府県で定める肝炎対策に係る計画を踏まえ、肝炎対策の更なる推進をお願いしたい。

(7) B型肝炎給付金制度の周知・広報について

B型肝炎訴訟については、平成23年6月に国と原告団との間で締結された「基本合意書」及び平成24年1月に施行された「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下、「B肝特措法」という。）」に基づき、和解手続及び給付金等の支給が行われている。

本給付金の対象者は推計40万人以上とされているが、平成27年12月末時点までの本給付金に係る提訴者数は約2万9千人となっている。

厚生労働省としては、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について、引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝炎治療の現場における肝炎患者等に対する周知が一層進むよう取り組んでいる。

今年度についても、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター・リーフレットを電子媒体により、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配布するので、以下のとおり、ポスター・リーフレットを活用した本給付金制度の周知にご協力いただくようお願いする。

- ① 都道府県、保健所設置市及び特別区においては、ポスター・リーフレットを庁舎内や保健所等の出先機関、公共施設等で掲示いただくとともに、広報誌等への掲載や、本制度についての相談があった際に配付いただくなど、様々な機会を通じて本給付金制度の広報に取り組んでいただくようお願いする。加えて、都道府県においては、管内の市町村に対し、ポスター・リーフレット（電子媒体等）を送付し、同様に、庁舎内や出先機関等での掲示や広報誌等への掲載、本制度についての相談があった際のリーフレットの配付など、本給付金制度の周知について依頼いただくようお願いする。
- ② 都道府県においては、肝炎患者に対する医療費助成等の機会を捉えて、管内の

保健所等において、以下のような取組を実施いただくよう、併せてお願いする。

ア 肝炎検査の陽性者フォローアップ事業の実施や医療費助成の手続きなどの際に、B型肝炎患者に対してリーフレットを直接配布すること

イ B型肝炎患者への医療費助成のための申請書や受給者証の郵送の際に、リーフレットを同封すること

- ③ なお、B型肝炎訴訟を扱う者（すでに本給付金制度を利用した患者や、B型肝炎訴訟を扱う弁護士等をいう。）が、本給付金制度の説明会開催や電話相談の実施等の周知活動を行うに当たって、当該者から保健所等に対して周知活動への協力の依頼があった場合には、本給付金制度の周知のため、ご配慮、ご協力いただくようお願いする。

3. リウマチ・アレルギー対策について

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患を有する患者は、国民の約50%にのぼると言われており、放置できない重要な問題となっていることから、平成23年8月の「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー疾患対策の方向性等」に基づき、リウマチ・アレルギー対策を総合的・体系的に推進してきたところである。また、第186回通常国会において、成立した「アレルギー疾患対策基本法」が平成27年12月25日に施行されたところであり、アレルギー疾患対策に関し、基本理念や基本的施策を定め、アレルギー疾患対策を総合的に推進することとされている。アレルギー疾患対策推進協議会を設置し、アレルギー疾患対策基本指針を策定する予定である。各都道府県等においては、本方向性等を踏まえ、今後のリウマチ・アレルギー対策を推進されるよう取組をお願いする。

(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について

本事業は、各都道府県等の保健関係、福祉関係従事者等を対象に、リウマチ・アレルギー疾患についての必要な知識を修得させ、地域における相談体制を整備することを目的として、平成13年度より実施してきた。

本研修会は平成27年度も引き続き実施する予定であり、開催地を全国5箇所に増やしていることから、各都道府県等にあっては、研修会への職員の派遣及び受講希望者の募集について、保健関係、福祉関係、医療関係等部局並びに各都道府県等管轄地域内の医療従事者等への呼びかけ等、特段のご配慮をお願いするとともに、当研修会の成果を活用する等により、地域の実情に応じた各種普及啓発事業の積極的な展開をお願いする。

(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について

リウマチ・アレルギー疾患については、病因・病態が未だ不明で根治療法がない状況下において、民間療法も含め情報が氾濫していることから、正しい情報の普及を強化することを目的として、厚生労働省ホームページに「リウマチ・アレルギー情報 (<http://www.allergy.go.jp/>)」を開設し情報提供をおこなっている。

また、平成19年度よりアレルギー相談センター (<https://www.immune.jp/allergy/consults/>) を設置し、アレルギー疾患患者及びその家族等に対する相談事業を実施しているため、関係各位に対するアレルギー相談センターの周知をお願いしたい。

(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について

本事業は、地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させることを目的として、普及啓発事業や医療関係者向けの研修等を推進しているところであり、本事業の積極的な活用をお願いする。

4. 腎疾患対策について

我が国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、平成25年末には約31万人が透析療法を受け、透析を必要とする患者は年約1万人以上のペースで増え続けている状況にある。また、腎不全による死亡は全疾患の中で8位になっており、新規透析導入患者等腎疾患患者の重症化を早期に防止することが急務である。

このような状況を踏まえ、平成20年3月に腎疾患対策検討会において、今後の腎疾患対策を総合的かつ体系的に推進するため、「今後の腎疾患対策のあり方について」を取りまとめ、都道府県等に通知したところである。各都道府県においては、本報告書を踏まえ、今後の腎疾患対策を推進されるようお願いする。

(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

CKDは、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行えば、予防・治療や進行の遅延が可能な疾患である。しかし、患者数は極めて

多く、腎機能異常に気付いていない潜在的なCKD患者の存在も推測されている。

また、すべての患者に腎臓専門医が対応するのは困難であるため、腎臓専門医以外にもCKD患者の診療を担うかかりつけ医をはじめとする医療関係者等の人材育成が必要である。

このため、CKDに関する正しい知識の普及啓発等を図るため、平成21年度から、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業として、各都道府県に連絡協議会を設置し、

かかりつけ医、保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者等一般向けの講演会等の開催をお願いする。

(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について

CKDについて、正しい知識の普及啓発を図るため、世界腎臓デーに慢性腎臓病（CKD）シンポジウムを開催する予定である（平成28年3月10日（木）東京都千代田区「東京国際フォーラム」）。各都道府県においても様々な機会を通じて、慢性腎臓病（CKD）に関する普及啓発に努めていただきたい。